

令和2年9月18日発行

納税猶予制度

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、納税が困難になった方のために納税を猶予する制度が拡充されています。

国税の制度概要は次の通りとなります。

【申請要件】

令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税については、

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少
2. 国税を一時に納付することが困難な場合

【猶予内容】

所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間（中間申告分や予定納税分は確定申告に係る納期限まで）、納税の猶予（特例猶予）が認められます（新型コロナ税特法第3条）。

特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請にあたり担保の提供は不要です。

【申請期限】

納期限まで

※地方税についても国税と同様の猶予制度があります。申請を検討されている方は担当者までご連絡ください。

弊社のコロナ対策に関するお知らせ

新型コロナ感染症対策として、現在「時差出勤」を実施し、公共交通機関の混雑を避ける対応をしております。担当者不在でご迷惑をおかけする場面もあるかと思いますが、10時から15時までがコアタイムとなっておりますので、なるべくこの時間帯にご連絡頂きますよう、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

※今後の状況変化に応じて実施内容の見直しを行ってまいります。

<その他の取り組み>

- ・マスクの常時着用
- ・手洗い、うがいの徹底
- ・パーテーションの設置





「通勤手当」と「テレワーク手当」

新型コロナウイルスによる影響で働き方が変わる中、テレワークの普及に伴って「通勤手当」の在り方を見直す企業が相次いでいます。通勤手当が減った場合、一般的に社会保険料も減ります。健康保険料は掛け捨てですので保険料が減るのはありがたいことですが、厚生年金保険料も減りますので、ひいては将来の年金額に影響を与えることとなります。

廃止される手当もあれば新設される手当もあります。テレワークを導入する企業の中には、在宅勤務でかかる光熱費や通信費等を補助するため、「テレワーク手当」の支給を始めているところもあります。月々一律で支給する場合には基本的に給与課税の対象となりますので、これまで103万円の扶養の範囲内で働いていた方は注意が必要です。103万円には、基本的に非課税である通勤手当は含まれていませんでしたが、テレワーク手当は含まれることとなります。

ちなみに、通勤手当やテレワーク手当は労働基準法など法律上の義務ではありませんが、就業規則や給与規定等で定めたとおりに支給しなければなりません。これら手当を見直す場合には、規則等の改定なども併せて検討する必要がありますので、早めの準備が必要です。

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

厚生年金保険法の規定に基づき、令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が1等級追加されます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31等級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】 32等級が追加されます

第32等級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円
-------	----------	------------	----------	---------

月額報酬が635,000円以上の人は現在の第31等級から第32等級に変更になります。

今回の厚生年金保険の等級上限引き上げにあたって、事業主が届出を行う必要はありません。該当者がいる事業所には、年金事務所より9月下旬に通知が届く予定です。事業主はその通知を元に10月分給与から(当月分徴収の場合は9月分給与から)新しい標準月額に基づいて保険料を徴収します。

基本的に事業主からのアクションは不要ですが、算定基礎届提出以降に報酬に変更があった場合など、等級表上の変動は1等級でも、上限の特例により月額変更が必要になる場合があります。